

新型コロナウイルス感染症に関連する教職員、有期雇用職員及び業務限定職員の休暇等の取扱いについて

R3.6.24 事務局総務課

	事由	休暇種類	休暇期間	根拠規定 ^{※1}	添付書類	補足
1	○職員本人が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合 (検疫法第15条に規定する隔離の対象となった場合及び感染症法 ^{※2} 第18条第2項に規定する就業制限の対象となった場合を含む)	傷病休暇 (有給)	必要と認められる期間	教職員：第37条第1項第6号 有期雇用：第27条 業務限定：第23条	診断書 ※医療機関から発行される書類がない場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る罹患等状況報告書」の写しで足りるものとする。	
2	(1)検疫法第16条第2項に規定する停留の対象となった場合 (2)職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(行動フロー ^{※3} 参照) (3)感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (4)検疫法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合(これに準ずる場合を含む)で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	特別休暇 (有給)	必要と認められる期間	教職員：第37条第1項第15号 有期雇用：第22条第1項第2号ニ 業務限定：第23条	証明書((1)に限る)及び疎明書 ※やむを得ない事情により証明書を提出できない場合は、疎明書に証明書を提出できない理由を記載すること。	親族の範囲は、「配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、おじおば」(姻族を含む) (2)には、新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合も含まれる。
3	○職員の中学校就学の始期に達するまでの子が罹患した場合で、職員以外に看護を行う者がいない場合			教職員：第37条第1項第24号 有期雇用：第27条 業務限定：第23条	診断書等及び疎明書(看護状況等)	
4	○職員の中学校就学の始期に達するまでの子が通学する学校が臨時休校した場合で、職員以外に世話をする者がいない場合 ^{※4} ※学校再開後において学校設置者の判断により学校の一部の臨時休業が行われる場合も、臨時休校に含まれる				学校及び保育所等からの通知等及び疎明書(子の養育状況等)	児童館等の開所又は学校の臨時開放状況については当該休暇取得に影響しないものとする。ただし、現にこれらを利用している期間については休暇の対象外とすること。
5	○職員の小学校教育の始期に達するまでの子が保育所等 ^{※5} における保育の提供が実施されない場合で、職員以外に当該子の世話をする者がいない場合					
6	○感染が疑われる職員に対して所属長が自宅待機を命じた場合	職専免	自宅待機を命じた期間	教職員：服務規程第6条第1項第4号 有期雇用：第24条 業務限定：第47条		手続き不要
7	○職員本人が新型コロナワクチンを接種する場合		必要と認められる期間			「新型コロナワクチン接種届出書」を提出すること。 ^{※6}
8	○上記に属さない場合	年休	通常の年休の取扱いと同様			

【留意事項】

令和2年3月19日 適用開始

令和3年6月24日 一部改正(2(2)の取扱い(新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の取扱いに限る。)及び7の取扱いについては、令和3年4月13日から適用する。)

※1 根拠規定=教職員:公立大学法人宮城大学就業規則, 有期雇用職員:公立大学法人宮城大学有期雇用職員就業規則, 業務限定職員:公立大学法人宮城大学業務限定職員就業規則

※2 感染症法=感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※3 宮城大学教職員 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(衛生委員会発行)「教職員が新型コロナウイルス感染症と判明した者と濃厚接触した場合の行動フロー」

※4 特別支援学校(中学校及び高等学校の特別支援学級を含む)に通学する場合も含む

※5 保育所等=児童福祉法第39条第1項に規定する保育所,就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等

※6 専門業務型裁量労働制適用教員については、届出書の提出は不要とする。ただし、勤務時間内に接種する場合は、勤務状況等報告書の備考欄に「新型コロナワクチン接種(〇〇:〇〇~〇〇:〇〇)」と記入し、接種に要した時間は「出張による移動時間」に記入すること。